

療養の給付と直接関係ないサービス等について（案）

これまで、療養の給付と直接関係ないサービス等に係る患者からの費用徴収については、「保険医療機関等において患者から求めることができる実費について」（平成12年11月10日保険発第186号保険局医療課長・歯科医療管理官通知）（別紙1）により、取り扱われてきたところである。

今般、昨年末のいわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意を踏まえ、患者から実費徴収が認められるサービス等について改めて整理するため、3月22日まで厚生労働省ホームページにおいて、意見募集を行ったところ（別紙2）、最終的に40件の意見（別紙3）が寄せられた。

寄せられた意見について、以下のように分類して議論してはどうか。

1 新たに実費徴収を認めてもよいと考えられるもの

以下の事項（別紙4）については、療養の給付と直接関係ないサービス等であることから、実費徴収が認められるものとして、新たに通知上明示することとしてはどうか。

- ① 日常生活上のサービスに係る費用
 - ・ ゲーム機、パソコン（インターネットの利用等）の貸出し
 - ・ MD、CD、DVD各プレイヤーの貸出し及びそのソフトの貸出し
 - ・ 鉄アレイなどの運動用具の販売
 - ・ 患者図書館の利用料
 - ・ 尿とりパット、腹帯、T字帯
- ② 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用
 - ・ 産業医が主治医に依頼する職場復帰等に関する意見書

等

- ・ 外国人患者が自国の保険請求等に必要な診断書等の翻訳料
 - ・ 生命保険等に必要な診断書等の作成代
- ③ 診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用
- * 特に意見等なし
- ④ 医療行為ではあるが疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用
- ・ 治療中のインフルエンザ等の予防接種
 - ・ 治療中の美容形成（しみとり）
 - ・ ニコチネルTTS処方
- ⑤ その他
- ・ 保険薬局における患家への調剤した医薬品の持参料
 - ・ 日本語を理解できない患者に対する治療内容や看護内容の説明の際における通訳
 - ・ 退院時における医療ソーシャルワーカーによる療養の給付とは関係のない相談
 - ・ 聴覚障害者のための手話・通訳
 - ・ 他院より借りたフィルムの返却時の郵送代
 - ・ 院内併設プールやフィットネス施設で行なうマタニティスイミングや軽度の肥満患者に対する減量トレーニングに係る費用
 - ・ 外来診療での特別診察室の使用料

2 実費徴収を認めるべきではないとの考え方で整理されてきたもの

以下の事項（別紙5）のうち、①については、療養の給付と直接関係ないものとは言えないことから、実費徴収が認め

られないものとして、新たに通知上明示することとしてはどうか。

また、②については、現在の医療現場を取り巻く環境の変化等も踏まえ、その取扱いを検討してはどうか。

① 明らかに診療報酬上評価されているもの

- ・ ウォークマン等を使用した際の充電に係る電気代
- ・ おむつ交換や吸引などの処置時に使用する手袋代
- ・ おむつの処理費用
- ・ 電気アンカ使用料、電気毛布使用料
- ・ 医療法等において義務付けられている特定機能病院や臨床研修指定病院の相談窓口での相談
- ・ 患者に使用する車椅子用座布団等の消毒洗浄の費用
- ・ 皮膚過敏症に対するカブレ防止テープの提供
- ・ 医師がインターネット等より取得した診療情報の提供
- ・ 在宅療養者の電話診療、医療相談
- ・ 血液検査など検査結果の印刷費用代
- ・ 骨折や捻挫などの際に使用するサポーターや三角巾
- ・ 医療機関が提供する在宅医療で使用する衛生材料等
- ・ 入院患者が、食事をしやすいように、食事にとろみ剤やフレーバーを使用した時の実費徴収
- ・ 医師の指示によるスポイト代（保険薬局）
- ・ 散剤のカプセル充填のカプセル代（保険薬局）
- ・ 一包化した場合の分包紙代（保険薬局）
- ・ ユニパック代（保険薬局）

② 診療報酬上評価されているか否かの境界が不明確である等の理由により、医療現場での対応が分かれているもの

- ・ 他施設へ紹介する場合に添付するレントゲンのコピー代
- ・ 松葉杖の貸与料
- ・ 在宅自己注射指導管理料、血糖自己測定加算以上の自己測定を患者が勝手に医師の指示を超えて測定したことにより、血糖試験紙、穿刺針を追加せざるをえなくなっ

た場合の料金の徴収

3 引き続き検討が必要であると考えられるもの

以下の事項（別紙6）については、以下の観点から引き続き検討を行うこととしてはどうか。

- ① 他法令との関係について整理が必要なもの
例) 医療用栄養食品の医療機関での販売
患者の移送費（単なる送迎・帰宅の場合） 等

- ② 療養の給付として整理するべきか否か今後検討が必要なもの
例) セカンド・オピニオンによる相談 等

(別紙1)

保険医療機関等において患者から求めることができる実費について（抄）

(平成12年11月10日保険発第186号保険局医療課長・歯科医療管理官通知)

1 実費徴収に関する手続について

- (1) 保険医療機関等内の見やすい場所、例えば、受付窓口、待合室等に実費徴収に係るサービス等の内容及び料金について患者にとって分かりやすく掲示しておくこと。なお、掲示の方法については、『療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等』及び『選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等』の制定に伴う実施上の留意事項について（平成14年3月8日保医発第0318001号）第1の2(4)に示す掲示例によること。
- (2) 患者からの実費徴収が必要となる場合には、患者に対し、徴収に係るサービスの内容や料金等について明確かつ懇切に説明し、同意を確認の上徴収すること。この同意の確認は、徴収に係るサービスの内容及び料金を明示した文書に患者側の署名を受けることにより行うものであること。ただし、この同意書による確認は、実費徴収の必要が生じることにより逐次行う必要はなく、入院に係る説明等の際に具体的な内容及び料金を明示した同意書により包括的に確認する方法で差し支えないこと。なお、このような場合でも、以後別途実費徴収する事項が生じたときは、その都度、同意書により確認すること。
- (3) 患者から実費徴収した場合は、他の費用と区別した内容のわかる領収証を発行すること。
- (4) なお、「保険（医療）給付と重複する保険外負担の是正について」及び『療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等』及び『選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等』の制定に伴う実施上の留意事項についてに示したとおり、「お世話料」「施設管理料」「雑費」等の曖昧な名目での実費徴収は認められないので、改めて留意されたいこと。

2 実費徴収が認められるサービス等

患者から実費徴収できるサービス等の具体例としては、次に掲げるものが挙げられること。

- (1) 日常生活上必要なサービスに係る費用
 - ア おむつ代
 - イ 病衣貸与代（手術、検査等を行う場合の病衣貸与を除く。）

- ウ テレビ代
- エ 理髪代
- オ クリーニング代 等

(2) 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用

- ア 証明書代
- イ 診療録の開示手数料（閲覧、写しの交付等に係る手数料） 等

(3) 診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用

- ア 在宅医療に係る交通費
- イ 薬剤の容器代（ただし、原則として保険医療機関等から患者へ貸与するものとする。）
等

3 実費徴収が認められないサービス等

実費徴収が認められないサービス等としては、具体的には次に掲げるものが挙げられること。

(1) 手技料等に包括されている材料やサービスに係る費用

- ア 入院環境に係るもの
（例）シーツ代、冷暖房代、電気代、清拭用タオル代 等
- イ 材料に係るもの
（例）衛生材料代（ガーゼ代、絆創膏代等）、手術に通常使用する材料代（縫合糸代等）、
ウロバッグ代 等
- ウ サービスに係るもの
（例）手術前の剃毛代、診療情報提供に際しX線フィルム等をコピーした場合のフィルムコピー代 等

(2) 診療報酬の算定上、回数制限のある検査等を規定回数以上に行った場合の費用

(3) 新薬、新医療材料、先進治療等に係る費用

- ア 薬事法上の承認前の医薬品、医療材料（治験薬を除く。）
- イ 適応外使用の医薬品
- ウ 不妊治療等の保険適用となっていない治療方法（高度先進医療を除く。）
- エ 予防、生活改善に係る診療 等

4 その他

上記1から3までに掲げる事項のほか、実費徴収の具体的取扱いについては、「保険（医療）給付と重複する保険外負担の是正について」及び「『療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等』及び『選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣

が定める医薬品等』の制定に伴う実施上の留意事項について」を参考にされたい。

なお、上記に関連するものとして、入院時や松葉杖等の貸与の際に事前に患者から預託される金銭（いわゆる「預り金」）については、その取扱いが明確になっていなかったところであるが、将来的に発生することが予想される債権を適正に管理する観点から、保険医療機関が患者から「預り金」を求める場合にあっては、当該保険医療機関は、患者側への十分な情報提供、同意の確認や内容、金額、精算方法等の明示などの適正な手続を確保すること。

療養の給付(保険医療機関等において行う診察など)と直接関係のないサービス等について、皆様からの御意見をお聞かせいただきたいと思います。

平成17年2月

中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会

〔事務局：厚生労働省保険局医療課〕

○ 現状では、療養の給付(保険医療機関等において行う診察など)と直接関係のないテレビ代等の以下のようなサービス等については、患者さんから実費を徴収することが認められています。

(認められている例)

- ・ おむつ代、病衣貸与代、テレビ代、理髪代、クリーニング代 等
- ・ 証明書代、診療録の開示手数料 等
- ・ 在宅医療に係る交通費、薬剤の容器代 等

○ しかしながら、これに該当するかどうか明確でないものについては、実費を徴収することができるかどうか明らかでなく、医療現場で混乱が生じているとの声もあります。

○ 当小委員会としては、該当するかどうか明確でないものとしてどのようなものがあるか、医療現場の声を把握した上で、実費を徴収することが可能なものを列挙して明確化していくべきと考えています。

我が国の医療保険制度においては、保険外の負担をとる診療については、原則、全体として保険外となり、費用は全額自己負担となる取扱いとなりますが、療養の給付と直接関係のないサービス等は、このような取扱いとなりません。

【お聞かせいただく御意見について】

療養の給付(保険医療機関等において行う診察など)と直接関係のないサービス等に該当するか否かが必ずしも明らかでないものとして、どのようなものがあるのか、具体的にお聞かせ下さい。

(考えられる例)

- ・ 外国人患者のための通訳
- ・ 美容整形
- ・ その他多様な患者サービス(入院中のインターネットの利用等) 等

【留意点】

お寄せいただいた御意見は、今後、当小委員会における検討の参考にさせていただきますが、その際、公表させていただく(個人名は秘匿いたします。)場合がございます。

また、御意見に個別に回答することは予定しておりませんので、その点御了承願います。

【御意見をお寄せいただく期限】

平成17年3月22日まで

【御意見をお寄せいただく方法】

・ 電子メールの場合

ryouyounokyuufu@mhlw.go.jp までお寄せ下さい。

メールの題名は「療養の給付と直接関係のないサービス等に関する意見」として下さい。

※ ファイルを添付する場合は、Word (2000年版又はこれ以前のバージョン)、一太郎 (バージョン11又はこれ以前のバージョン) 又はテキスト形式のいずれかによりお願いいたします。

御意見のほか、年齢、性別、職業 (医療関係者 (医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)、会社員、専業主婦、大学生等。) について、可能な範囲で御記入いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

・ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会事務局

厚生労働省保険局医療課

療養の給付と直接関係のないサービス等に関する意見募集担当 宛

御意見のほか、年齢、性別、職業 (医療関係者 (医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)、会社員、専業主婦、大学生等。) について、可能な範囲で御記入いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

※ 誠に恐縮ですが、電話による御意見はお受けできかねますので、あらかじめ御了承下さい。

* 平成16年12月15日の厚生労働大臣と規制改革担当大臣との間の「いわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意」において、療養の給付と直接関係のないサービス等については、保険診療との併用の問題が生じないことを明確化することとされており、これに沿ったものです。

※ 「いわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意」の内容をご覧になりたい方はこちら